

3 日本語教員 養成課程

日本語教員養成課程履修の手引き〔2024年度生〕

人間生活学部、教育人文学部、社会情報デザイン学部の全学科の学生が履修することができます。日本語教員とは、日本語を母語としない人に、外国語としての日本語を教える教員のことです。「日本語教育機関の告示基準（出入国在留管理庁）（第1条第13項）」において教育内容が定められており、本課程を修了することにより、日本語教員として国内外で活躍するために必要な能力水準を満たしていると認定されます。大学を卒業した者で、本学開講の所定の科目を履修した者に対して、卒業と同時に履修証明書が与えられます。

受講希望者は、4月に行われるガイダンスを受け、以下の事項に留意の上、履修してください。

【履修方法】

履修者は、「日本語教育機関の告示基準（出入国在留管理庁）（第1条第13項）」に基づいて、本学が開講する科目の中から以下の通り履修してください。

A 「日本語教員養成課程（上級）プログラム」の履修を希望する場合

本学が定める必修科目 32単位

本学が定める選択科目 13単位以上（計45単位以上）

B 必修科目のみを学ぶ「日本語教員養成課程プログラム」の履修を希望する場合

本学が定める必修科目 32単位

本学が定める選択科目 履修の必要はありませんが、履修を制限するものではありません

規定の教育 内容区分	本学開講科目							備 考
	科 目 名	単位数		授業 形態	履修期	配当 学年	分類	
		必修	選択					
言語	日本語表現Ⅰ●	2		講義	後期	1	文芸文化 学科専門	
	日本語学入門●	2		講義	前期	1		
	表現技法●	1		演習	前期	1・2・3		
	多文化スタディーズ●	2		演習	後期	1・2・3		
	日本語学研究A	2		講義	後期	2・3・4		
	日本語音声学	2		講義	後期	2・3・4		
言語と社会	日本語学B	2		講義	前期	2・3・4		
	多文化社会とコミュニケーション■	2	} いずれか 1科目	講義	後期	1・2	文芸文化 学科専門	児童教育学科 以外の学科
	異文化コミュニケーション■※1					1・2・3	児童教育 学科専門	児童教育学科 の学生
	言語学入門	2		講義	後期	1・2	文芸文化 学科専門	
社会・文化・ 地域	日本語教育概論	2		講義	前期	1	資格科目	
言語と心理	保育・教育心理学■※2	2	} いずれか 1科目	講義	前期	1	幼児教育 学科専門	幼児教育学科 の学生
	教育心理学A■※3				後期	1	児童教育 学科専門	児童教育学科 の学生
	教育心理学■※4				後期	1・2	心理学科 専門	心理学科 の学生
	教育心理学B■※5				後期	1	教職科目	上記以外の 学科の学生

規定の教育 内容区分	本学開講科目							備 考
	科 目 名	単位数		授業 形態	履修 期	配当学年	分類	
		必修	選択					
言語と教育	多文化共生ワークショップ	2		講義	前期	1・2・3	文芸文化 学科専門	
	日本語教授法Ⅰ	2		講義	前期	2	資格科目	
	日本語教授法Ⅱ	2		講義	後期	2		
	日本語教授法Ⅲ	2		講義	前期	3		
	日本語教育実習	3		実習	通年	3		集中
言語	くらしの中のことば●	2科目 以上	* 1	演習	前期	1・2・3	文芸文化 学科専門	
	日本語学A		* 2	講義	前期	2・3・4		
	日本語学研究B		* 2	講義	後期	2・3・4		
言語と社会	日本と異文化	2科目 以上	* 2	講義	前期	1・2		
	日本の民俗文化		* 2	講義	前期	2・3・4		
	多文化社会とユーモア		* 2	講義	後期	2・3・4		
	国際文化論		* 2	講義	前期	2・3・4		
	比較文化研究		* 2	講義	後期	2・3・4		
社会・文化・ 地域	日本文学史A	2科目 以上	* 2	講義	後期	1・2		
	日本文学史B		* 2	講義	前期	1・2		
	日本文学史C		* 2	講義	後期	1・2		
	計	32	13以上		後期			

註：「日本語教員養成課程（上級）プログラム」の履修を希望する場合は、選択科目のうち「言語」「言語と社会」「社会・文化・地域」の各領域から2科目以上、計13単位以上を履修すること。

【履修における留意事項】

- ①●印の科目は、他学科の学生の履修を認めていない文芸文化学科の専門科目です。ただし、日本語教員養成課程履修者に限って、文芸文化学科以外の学生の履修を認めます。
- ②■印の科目は、所属学科によって履修する科目名称が異なります。詳しくはガイダンスで確認してください。
 - ※ 1 児童教育学科の学生は「異文化コミュニケーション」、それ以外の学生は「多文化社会とコミュニケーション」を履修すること。
 - ※ 2 幼児教育学科の学生は「保育・教育心理学」を履修すること。
 - ※ 3 児童教育学科の学生は「教育心理学A」を履修すること。
 - ※ 4 心理学科の学生は「教育心理学」を履修すること。
 - ※ 5 幼児教育学科・児童教育学科・心理学科以外の学生は、「教育心理学B」を履修すること。
- ③留学生が日本語教員養成課程の履修を希望する場合は、原則として日本語能力試験N1を取得していることを条件とします。
- ④「日本語教育実習」（3年次以上）の履修にあたっては、原則として日本語教授法Ⅰ・Ⅱを履修済みであることを条件とします。
- ⑤「日本語教育実習」では、日本語非母語話者に対して授業等を行う教育実習を行います（国内プログラム、海外プログラムのいずれかを選びます）。

【登録日本語教員制度について】

「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和6年4月1日施行）」が成立し、国家資格である「登録日本語教員」制度が創設されます。登録日本語教員になるためには、日本語教員試験（基礎試験）、日本語教員試験（応用試験）の2つの試験の合格と、実践研修の修了が必要です。本学の日本語教員養成課程を修了した者は、このうち、日本語教員試験（基礎試験）と実践研修が免除される予定です。

制度は文化庁によって検討が進められている最中であり、確定していない事項もあります。最新の情報については、文化庁ホームページ（https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/）でご確認ください。また、不明な点があれば、本学日本語教員養成課程担当教員にお尋ねください。